

## 健康福祉局職員不祥事防止委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市職員不祥事防止委員会設置要綱（平成8年8月2日）第8条の規定に基づき、健康福祉局職員不祥事防止委員会（以下「局委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 局委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は局長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 生活保護・自立支援室長

(2) 地域包括ケア推進室長

(3) 長寿社会部長

(4) 障害保健福祉部長

(5) 保健医療政策部長

(6) 医療保険部長

(7) 総務部庶務課長

### (会議)

第3条 局委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

### (その他の職員の出席)

第4条 局委員会は、必要があると認めるときは、その他の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 局委員会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

### (その他必要な事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、局委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成16年4月11日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。